

役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は「社会福祉法人ならのは」の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会や評議員会に出席したときは、報酬は支払わない。また評議員も評議員会に出席したときは、報酬は支払わない。

2 役員が理事会や評議員会に出席したときは、交通費等の実費弁償費を支払う。なお、同日にあわせて法人の運營業務を行った場合には、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

3 評議員が評議員会に出席したときは、交通費等の実費弁償費を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合には、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設運営の調査及び運営状況の現地指導業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	14,000 円	10,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等及び費用の支給の時期は、申請のあった翌月15日までに支給する。支給の方法は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、西暦2023年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(日額)	24,000円	実費のみ	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等(日額)	12,000円	実費のみ	職員との兼務がない場合
監事運営指導報酬等(日額)	12,000円	実費のみ	職員との兼務がない場合